

130.02

電子情報処理組織による特定通知等

1. 電子情報処理組織による特定通知等

経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であって経済産業省令で定めるもの（特定通知等）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特定通知等の相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の経済産業省令で定める方式による届出をしている場合に限る。（特例法5条1項、特例施規23条の4）。

（説明）

電子情報処理組織を使用して行う特定通知等は、相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出（特例施規23条の6、様式第32の5）をしている場合に限り行うことができる。ただし、手続について委任を受けた代理人（代理を業として行う者に限る。）に対する特定通知等は、当該届出をしていない場合であっても電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法5条の2）。

2. 電子情報処理組織による特定通知等の到達時点

電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等は、次に掲げる時点のいずれか早い時に、当該特定通知等の相手方に到達したものとみなされる（特例法5条3項）。

- (1) 特定通知等の相手方が、当該特定通知等についてその使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）に備えられたファイルへの記録をした時
- (2) 特許庁が、(1)の記録をすることができる措置をとった日から10日を経過した時

（説明）

電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等は、特定通知等の相手方の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に到達したものとみなされるが、相手方がその使用に係る電子計算機を使用して特定通知等を受信せず、特定通知等の到達がなされない状態が継続する場合であっても、特許庁が所要の措置をとった日から一定期間を経過した時に、当該特定通知等の到達の効力が発生する旨規定されている（経過到達）。電子情報処理組織を使用して行う特定通知等については、上記のうち、いずれか早い時に相手方に到達したものとみなされる。

上記(2)の場合において、10日の計算は、特許庁が(1)の記録をすることができる措置をとった日の翌日から計算し、当該措置をとった日は含めない（特例法41条1項において準用する特3条1項1号）。

3. 経過到達までの期間の不算入

特定通知等の相手方（以下、「出願人等」という。）がその責めに帰することができない事由によって特例法第5条第3項第1号の記録をすることができない期間は、上記2.（2）の10日の期間に算入しない（特例法5条4項）。

（説明）

特許法上において送達は、期間の初日を決定するための事象の1つとして意義付けられており、特定通知等の到達日も、特許等関係法令上の手続における期間の初日となり得る。出願人等がその責めに帰することができない事由によって特例法第5条第3項第1号の記録をすることができない期間は、同項第2号の10日の期間に算入しないこととなるが、特例法第5条第4項において規定する「その責めに帰することができない事由」は、原則、閉庁日におけるシステム閉塞により出願人等が特定通知等を受け取ることができない期間や天災、特許庁のシステム障害等の事情に起因して開庁日に特定通知等を受け取ることができない期間等が該当する。

なお、特許庁が、上記2.（1）の記録をすることができる措置をとった日は、初日不算入の原則により、上記2.（2）の10日の期間に算入しない（特例法41条1項において準用する特3条1項1号）。

4. 特例法第5条第4項の「その責めに帰することができない事由」（以下「不責事由」という。）の申出

上記2.（2）に定める期間の経過により、特定通知等が到達したとみなされた場合には、出願人等は、特許庁が2.（1）の記録をすることができる措置をとった日から10日間の開庁日の間（経過到達した日を含む。）に不責事由が発生していたことにより、特定通知等を受け取ることができなかつた事実を申し出ることができる。ただし、当該申出は、不責事由がなくなった日から遅滞なく申出をしなければならない。

（説明）

特許庁が2.（1）の記録をすることができる措置をとった日から10日間の開庁日の間（経過到達した日を含む。）とは、経過到達した日及びその前の9日間の開庁日をいい、当該期間内に不責事由が発生していたことにより、特例法第5条第3項第1号の記録をすることができなかつた事実を申し出ることによって、経過到達した日の変更を求めることができる。

（1）申出の方法

申出は、原則、手続書類に設けた【その他】欄において、特許庁が2.（1）の記録をすることができる措置をとった日から10日間の開庁日の間（経過到達した日を含む。）に特定通知等を受け取ることができない期間があったことが不責事由によるものであることを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければならない。ただし、その記載した事実を裏付ける証拠書類は、特許庁長官又は審判長がその添付の必要がないと認めるときは、添付を要さない。

（2）申出の認否の判断

申出の内容が、不責事由に該当するか否かの判断は、記載された事実に基づき、特許庁長官又は審判長により行われる。

記載された事実に基づき、不責事由があったと判断した場合には、経過到達した日を変更し、申出をした者に対し、申出が認められた旨の通知書を送付する。

また、記載された事実に基づき、不責事由があったとは認められないと判断した場合には、申出をした者に対し、申出を認めないと判断した理由を記載した却下理由通知書等を送付し、弁明する機会を与える。特許庁長官又は審判長は、当該弁明を踏まえて申出の認否を判断し、不責事由に該当しないと判断した場合には、出願又は手続却下処分等を送達する。

(新規令和8・4)